

【参 考】

I. 長岡商工会議所「新会館のコンセプト」の取りまとめに向けた論点

1. 商工会議所の社会的立場

- 1) 現在の商工会議所は、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）を根拠として設立された特別認可法人で、特定の企業・団体の利益を目的とした活動が法的に禁止されている公益法人である。
- 2) 法人の特性としては、地区内商工業者の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進を図ることを目的としている「地域総合経済団体」の性格を有している。
- 3) その一方で、任意加入・退会の会員制を取っていることから、会員加入のメリットが求められるとともに、会員事業所の発展と成長を支援する諸事業が商工会議所活動の中心になりつつある。

2. 商工会議所の存在意義

- 1) 時代の変遷や経済環境の変化などにより、地区内の商工業者から商工会議所に対して求められる活動も多様化している。
- 2) 商工会議所の利用が地区内の商工業者に拡大すれば、自ずと地区内商工業者の支持を獲得し、商工会議所の存在意義が深まって行くものと考ええる。
- 3) このような状況の中で、商工会議所の企業支援への視点としては、
 - 「① 異分野の人との出会いをつくる交流機会の提供」
 - 「② 有益なビジネスチャンスのある参加型事業の実施」
 - 「③ 青年部・女性会をはじめとした企業の成長を支える人材育成システム構築」
 - 「④ 有益な経営情報の提供と制度融資の斡旋などの経営強化支援」があり、これらに照準を合わせて行かなければならない。
- 4) また、市民活動との関係性については、
 - 「① 長岡市全体の社会・経済発展のための企業支援」
 - 「② 楽しみとくつろぎのまちなかの賑わい創出」
 - 「③ 地域貢献（ボランティア活動含む）に対する産業界の積極的な取り組み」
 - 「④ 長岡市と一体となった企業・市民サービス」の実施が、商工会議所と市民との関係性を深めて行くと考えられる。

3. 地域の関係機関・団体との関係

- 1) 地区内で活動する商工会議所は、地域の経済・社会の発展を実現するために、関係機関・団体と協調し、連携を密にして行くことが重要である。
- 2) 地区内にある各種の業種別団体において、業界の振興と発展に向けた行動に商工会議所は積極的に関与し、総合的な観点から連携して行政機関等へ要望活動を展開することが重要である。
- 3) また、長岡市とは、現在、各種事業の実施について、効率・効果的な関係の中で取り組んでおり、長岡市の産業施策の実行には、当所として組織的に協働して行くことが求められる。
- 4) その他、NPO 団体との関係においては、経済活動に関わらず、当所が多分野でのパートナーシップを発揮し、地域の経済・社会の活性化を共通のテーマ・目標として一層連携を図って行くことが必要である。
- 5) さらに、地区内事業所の約 77%が当所の非会員であるが、この非会員事業所については、徐々に商工会議所活動への理解と取り込みを図って行くことが組織強化・財政基盤安定に欠かせないことから、さまざまな方法で、会員募集活動を重点的かつ継続して実施する必要がある。

4. 商工会議所の地域産業界での役割

- 1) 商工会議所は、地区内商工業者の総合的な発達を図ることを使命としているが、現在は、個別事業所からより具体的な支援や成果が求められている。
- 2) 地区内の約76%を占める小規模企業に対しては、事業継続のための各種相談や専門家による助言・指導、マル経資金融資の斡旋などを重点に対応する。中堅・中小企業へは、さらなる成長と受注拡大のためのビジネス機会の提供頻度を上げる。大企業へは、商工会議所のネームバリューを活用した事業展開に積極的に協力するなど、それぞれの企業規模によるニーズに柔軟かつメリハリの効いた対応を行うことが、変化の大きい現下の経済・社会の中で、商工会議所に求められる大きな役割である。

5. 長岡商工会議所の中心にすべき事業活動

- 1) 地区内商工業の総合的な発達を目指す中で、現在は、個別具体的な成果が求められている時代である。
- 2) 今、ものづくり企業は、グローバル経済の中で海外展開が加速している。将来においても、国内製造業の海外展開の流れは続き、「国内回帰」といった現象は、大きな経済変動があってもおそらく起きないものと考えられる。
- 3) このことを前提にすれば、地域のものづくり企業においても、近い将来、海外展開について決断を迫られる場面が増えることは容易に想像できる。
- 4) 長岡商工会議所としては、長岡市や関係機関・専門家と連携しながら、海外市場に関する動向を把握するとともに、海外マーケット動向や関連する補助制度などの情報を、商工会議所のネットワーク力で提供し、経営者が決意を持って臨む海外進出の成功を支援しなければならない。
- 5) 小規模企業の経営改善については、小規模企業を中心とした経営強化のため、金融斡旋・各種補助金活用・課題解決のためのサポートを、経営指導員が全力で対応することが重要である。
- 6) 販売促進・受注拡大については、ものづくり企業が共同しての受注拡大及び、小売・サービス業においては、中心市街地の賑わい創出イベントを活用した販売促進への支援が求められる。
- 7) また、まちづくりについては、中心市街地にある商店街との連携を促進するほか、長岡市が推進する「第2期中心市街地活性化計画」に協力して行く。
- 8) 産業人材の育成については、会員を中心に中小・小規模企業の成長と発展を支える人材育成を支援するため、各種セミナーや実務講座を充実させて行く。
- 9) さらに、共済・検定事業については、収入財源の限られている当所が主体的に確保できる収入源であり、今後の当所の事業活動と安定した運営のために維持・確保していかなければならない。

以上